

2023

11月

No.595

かりや



か り や



「晩秋」安城市丈山苑

写真提供：渡部 修氏

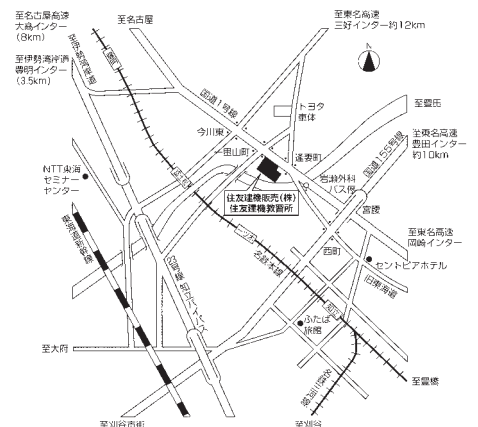
もくじ

令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱……………1
 「第82回全国産業安全衛生大会2023 in 名古屋」が8年ぶりに開催される…2
 中央労働災害防止協会 会長賞受賞にあたり……………3
 2023年度第3回リスクアセスメントセミナーを刈谷市総合文化センターアイリス（大ホール）で開催…3
 労働災害防止講習会が開催される……………4
 11月は「過労死等防止啓発月間」です……………5
 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です……………5
 フリーランスの取引に関する新しい法律ができました……………6
 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です……………6
 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定……………6

愛知労働局管内死亡災害発生状況……………7
 愛知県の全産業死亡災害……………7
 労働者死傷病報告書受付状況……………8
 中小企業無災害記録証受賞……………8
 監督署だより……………9
 衣浦東部保健所コーナー……………10
 エッセイ 労務屋の昨今……………11
 社会保険労務士が答える企業の労務管理……………14
 会員だより……………15
 お知らせ……………16

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
11月	移動式クレーン	●学科試験																																			
	クレーン・テリック	学科講習																																			
	衛生管理者																																				
	車両系建設機械	14Hコース		14Hコース																																	
	解体用機械																																				
	不整地運搬車																																				
	小型移動式クレーン																																				
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																				
	高所作業車																																				
	床上クレーン																																				
ガス溶接																																					
特別教育	アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク				
安全衛生教育等	振動工具																																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
12月	移動式クレーン																																				
	クレーン・テリック	学科講習																																			
	衛生管理者																																				
	車両系建設機械	38Hコース		14Hコース		18Hコース		38Hコース																													
	解体用機械																																				
	不整地運搬車																																				
	小型移動式クレーン																																				
	玉掛クレーン特別教育玉掛(B)併合																																				
	高所作業車																																				
	床上クレーン																																				
ガス溶接																																					
特別教育	高所10m未		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク		アーク						
安全衛生教育等	有機溶剤丸の七		振動工具																																		



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。
- ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

- ### 交通機関
- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
 - ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
 - ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。

令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人（前年比42%増）、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は7,589人（前年比2%増）となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人（前年同期比23%減）、死傷者は4,954人（前年同期比4%増）となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち[®]」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和5年12月1日～令和5年12月31日

4 主 唱 者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、（独）労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、（公財）安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、（公社）愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、（公社）建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、（一財）東海北陸鉱山会、（一社）日本砕石協会愛知県支部、（一社）日本ボイラ協会愛知支部、（一社）日本クレーン協会東海支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1)局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2)本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1)事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2)労働者の実施事項
 - 定められた基本の遵守



「第82回全国産業安全衛生大会 2023 in 名古屋」が 8年ぶりに開催される

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会「協力」、各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記の全国大会が、9月27日(水)～29日(金)に、名古屋市において開催されました。国内最大の安全衛生大会として、全国各地から約11,500名の多くの方が参加されました。本年度は、会場「ポートメッセなごや」（名古屋市港区）にて開催され、総数170を超える研究発表、講演、パネルディスカッション等が行われました。特に、愛知労働局が進めているリスクアセスメントに係るシンポジウムや愛知県下地区労働基準協会による「パワハラ防止劇」では、多くの参加がありました。



十倉会長



西村副会長

初日の開会式では、中災防 西村司副会長から、大会に関わる関係各位に謝意を表するとともに、全国からの安全衛生に関する事例・研究発表を通じながら、新たな工夫を重ねるこの大会を安全・健康で快適な職場づくりのために活用いただきたい旨を開会の辞として述べました。

その後、中災防 十倉雅和会長による大会式辞（ビデオ）、宮崎政久厚生労働副大臣、室伏広治スポーツ庁長官、大村秀章愛知県知事および河村たかし名古屋市長（ビデオ）によるご祝辞をいただき、開催地を代表して愛知労働基準協会 山崎聡志副会長による挨拶がありました。

次に表彰式では、中災防 十河英史副会長により、中災防会長賞、顕功賞および緑十字賞の受賞者表彰が行われました。刈谷管内では(株)デンソーが会長賞、当協会顧問の羽佐田卓広氏が緑十字賞を受賞されました。



（左）羽佐田顧問

大会宣言では、中災防 山本万平副会長が宣言を朗読し、参加者の満場一致で採択されました。

続いて、ゼロ災運動50周年を迎えたこれからのゼロ災運動として、ゼロ災運動50周年記念講話・指差し唱和が行われ、第1部が終了しました。

第2部では、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の美濃芳郎氏により、「労働安全衛生行政の動向」について、ご講演が行われました。また、特別講演では、スポーツ庁長官の室伏広治氏により、「スポーツで未来を創る～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～」と題する講演が行われ、最後に、スポーツ庁長官、中災防ヘルスケア・トレーナーによるエクササイズが行われ、総合集会が終了しました。

2日目・3日目は4会場に分かれ、多数の講演、研究発表、特別・事例報告、パネルディスカッションなどが行われました。また、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの展示展「緑十字展 働く人の安心づくりフェア in 名古屋」も同時に開催され、3日間で述べ約25,500名の来場者を得ました。

中央労働災害防止協会 会長賞受賞にあたり

このたび名誉ある会長賞を受賞することになり、まずもって関係する皆様方に感謝申し上げます。

当社は、1969年に若い仲間を失う、取り返しのつかない災害を経験しております。

その事故の記憶と教訓を、後世に語り継がなければならない想いで、半世紀以上に亘り安全と真剣に向き合ってきました。

今回頂いた賞は、「安全」を経営の柱として積み上げてきた、当社の取り組みと実績に対して、ご評価頂いたものと、大変嬉しく思っております。

この名誉ある賞に恥じないよう、「安全経営」の継承と、「風通し良い職場風土づくり」を行い、心身ともに安心安全で健全な企業として成長してまいります。

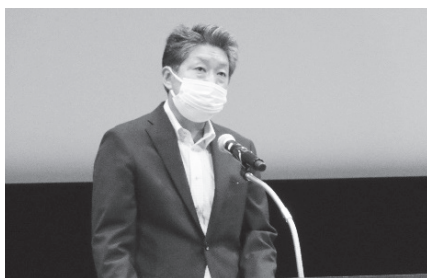


2023年度第3回リスクアセスメントセミナーを刈谷市総合文化センターアイリス（大ホール）で開催

本年度第3回リスクアセスメントセミナーは、当協会及び刈谷労働基準協会が主催し、愛知労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会愛知県支部及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部の共催により、10月6日(金)、刈谷市総合文化センターアイリス（大ホール）において、開催されました。当日は、今回で2回目のご参加となる企業の担当者も見受けられ、リスクアセスメントの実施に向けた取組が感じられました。

当日は、冒頭、刈谷労働基準監督署 橋本署長による挨拶があり、続いて愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田勉氏により、「リスクアセスメント～新たな化学物質の自律的管理に向けて～」と題し、講演が行われました。

なお、愛知労働局では、リスクアセスメントを通じ、P（生産性）、Q（品質）、C（原価）、D（納期）、S（社会）、M（士気）、E（環境）はひとつにできるとし、安全管理を経営課題ととらえ、PQCDSMEと一体的に、戦略的に管理する経営手法「安全経営あいち®」を提唱しています。



刈谷労働基準監督署 橋本署長



愛知労働局 濱田安全課長

〈今後の開催予定〉

日にち	地区	会場	開催方法
11月22日(水)	豊橋地区	豊川市文化会館（中ホール）	会場限定
R6年3月7日(木)	名古屋地区	名古屋市公会堂4階ホール	会場・WEB

労働災害防止講習会が開催される

去る、10月17日(火)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労働災害防止講習会」をあいち産業科学技術総合センター交流ホールにて開催しました。

初めに、倉敷紡績(株)の栗田安全部会長代理と、刈谷労働基準監督署の橋本署長より挨拶をいただきました。



栗田安全部会長代理



橋本署長

橋本署長からは、今年の労働災害の発生状況として、刈谷管内での死亡災害が昨年8月以降0件を継続していること、休業4日以上災害件数(新型コロナ罹患除く)は9月末現在317人で前年同月より19人の減少となっていることの説明と、本日説明される労働安全規則改正の背景について触れ、適切に対応される様お願いされました。

講習会では、藤枝地方産業安全専門官より「労働安全衛生規則の改正について」と題して、貨物自動車における荷役作業時にかかる規則改正では、昇降設備の設置及び保護帽の着用義務の必要な範囲が拡大(5トン以上から2トン以上)されることと、テールゲートリフターによる荷役作業には特別教育が必要となること、そして新たな化学物質管理では、管理の仕組みがどう変わるかを説明し、すでに施行されている事項と、今後施行される事項について整理して話されました。



藤枝地方産業安全専門官

続いて、リスクアセスメントを活用した災害防止をテーマにサンエイ(株)、(株)マキタ、(株)アイシンから順番に事例発表を行いました。

サンエイ(株)からは、リスクアセスメントをこれから始める事業所向け、(株)マキタからは、設備安全のリスクアセスメント、(株)アイシンからは、作業リスクアセスメントについてそれぞれ発表し、各社とも関係部署がしっかりと連携し、現状把握をして対策に結び付け、リスク低減を図ることが大切だとしました。

会場には、128名の関係者が参加し熱心に聴講されました。安全管理についての合理的な進め方や、対策に向けたアプローチへの理解が深まり、盛況裡に終了することができました。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要な方は協会までご連絡下さい。



サンエイ(株) 金札氏



(株)マキタ 羽根氏



(株)アイシン 森川氏

11月は「過労死等防止啓発月間」です

愛知労働局

しごとより、いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、人生を豊かにしてあげるもの。だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは絶対にあってはならないことです。すべての人が健康で、毎日イキイキと働き続けられる社会へ、みんなで一緒に考えます。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> 詳しい情報や相談窓口はこちら 厚生労働省 過労死防止 検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監査課、労働基準監督署、総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)

- 労働条件相談はつライン(電話相談)
 - 労働条件に関することについて無料で相談にのります。日本語の他、13言語に対応しています。
 - 「Labour Standards Advice Hotline」 Foreign language support is also available.
 - 0120-811-610
 - 平日:17:00~22:00 土日:8時~9時 00~21:00 (12月9日~19日)
 - <https://www.chekokudoudou.mhlw.go.jp/>
- 確かめよう労働条件(ポータルサイト)
 - 労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
 - <https://www.chekokudoudou.mhlw.go.jp/>

ハラスメントに関するご相談は...

- 総合労働相談コーナーのご案内
 - パワーハラスメントについての相談はこちら。
 - <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>
- 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一階
 - セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>
- あかるい職場応援団(ポータルサイト)
 - ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
 - <https://www.aino-harassment.mhlw.go.jp/>

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

- こころの耳電話相談
 - メンタルヘルスの不調や過労死による健康被害に関することについて無料で相談にのります。
 - 0120-565-455
 - 平日:17:00~22:00 土日:10:00~16:00 (12月9日~19日)
 - 24時間受付
 - 24時間受付
 - 平日:17:00~22:00 / 土日:10:00~16:00
 - 相談料(税別)1000円/1時間
- こころの耳(ポータルサイト)
 - こころの不調や不安に悩む方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方はじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方などは、企業や自治体の関係者に情報やカウンセリングを相談しています。
 - <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
- まもろうようこころ
 - もしもふたが何か不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。
 - <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- ▶過労死等防止対策推進全国センター <https://karoshi-boushi.net/>
- ▶過労死弁護団全国連絡会議 (労働110番本部ネットワーク) <https://karoshi.jp/>
- ▶全国過労死を考える家族の会 <https://karoshi-kazoku.net/>

参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月9日(金)に、全国47都府県、48か所で開催しています。

開催日時 11月9日(金) 10:00~17:00

参加費 無料 予約電話 0570-087-555

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

愛知労働局

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

その無理な発注の「しわ寄せ」であなたの取引先が途方に暮れていませんか?

よく相談しよう!

STOP! しわ寄せ

…わかりました。(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署 <https://work.holiday.mhlw.go.jp/shiwajose/>

中小企業連 | 公正取引委員会 <https://www.kojintaku.com/> しわ寄せ防止特設サイト

STOP! しわ寄せ 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業者の指揮は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長時間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康確保防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・夜間発注、終業後発注・翌朝発注等の短期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!
 - やむを得ず短期発注や急な仕様変更などを行う場合には、親事業者等の適正なコスト負担を確保し負担を軽減すること。
 - 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利となるような取引や要請を行わないこと。

例えば...

- 無理な短期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や遅延
- 親事業者からの人手不足や長時間労働による機械故障や設備に起因した受領拒否や支払遅延
- 適度に短期となる時間指定配達、過剰な意味不明な対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配達
- 納期や工期の過度な年度末集中

- ② 発注内容は明確にしましょう!
 - 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように配慮すること。
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!
 - 親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の不利益は、下請中小企業 0120-418-818 にご相談ください。(受付時間) 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お急ぎの「下請中小企業」にのみ対応します。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月9日(金)には「過重労働解消キャンペーン」を開催し、都道府県労働局の担当による特別労働相談を実施します。

運営労働相談ダイヤル 全労連 11月9日(金) 9:00~17:00 0120-784-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はつライン(0120-811-610)で相談できます。

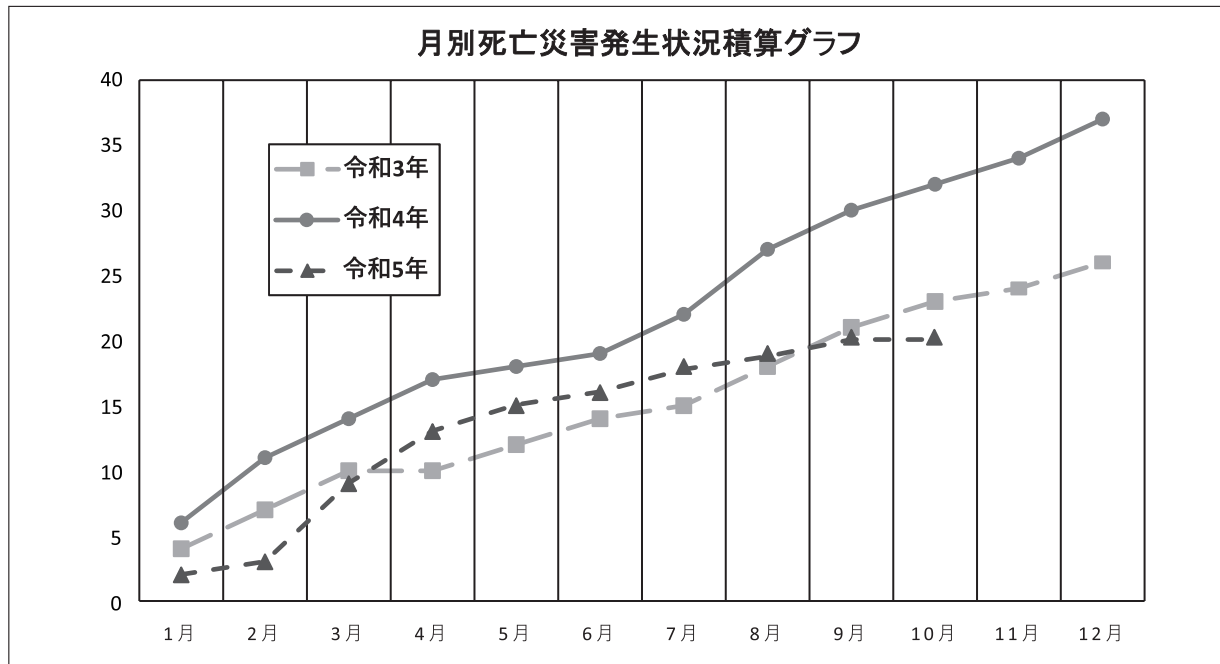
厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署 <https://work.holiday.mhlw.go.jp/shiwajose/>

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年10月3日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造 業	造 業	6	5（1）	8（2）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	3	1（1）	1（1）
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	3
	そ の 他	2		1（1）
建 設 業	建 設 業	3（1）	9	12
	土 木 工 事 業		2	4
	建 築 工 事 業	2（1）	5	6
	そ の 他	1	2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業	4（1）	3	4	
商 業	商 業	2（1）	1	2（1）
	卸 売 業	1	1	2（1）
	小 売 業	1（1）		
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業	4			
上 記 以 外 の 事 業	1（1）	8（3）	11（4）	
合 計		20（4）	26（4）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和5年10月3日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.9.8. 10:30	鉄鋼業	9名以下	クレーン 運転士	50代	14年	高温・低温の 物との接触	クレーン	屋外に設置された天井クレーンを運転室で操作していたところ、運転室後部から出火し、運転室内が火に包まれ、クレーン運転手が死亡したものの。

令和5年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和5年9月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	10		121		128		-7		建 設 業 計	3		25		25			
食 料 品	2		32		18		+14		土 木	1		7		6		+1	
織 維			4				+4		建 築	1		10		13		-3	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他	1		8		6		+2	
製紙・印刷			2		3		-1		交通・運輸業	10		33		39		-6	
化 学	1		5		13		-8		陸上貨物業	2		4				+4	
窯業・土石			4		4				港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄	3		5		9		-4		商 業	7		41		41			
金属製品			29		23		+6		接客・娯楽業	6		19		16		+3	
一般機械			5		14		-9		清 掃 業	3		15		26		-11	
電気機械			2		2				そ の 他	11		104		346	(1)	-242	-1
輸送用機械	3		24		32		-8		合 計	52		362		621	(1)	-259	-1
その他製造	1		8		8												

※本統計は令和5年9月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

中小企業無災害記録証受賞

（株）石亀工業 製造部長 木藤 順二

この度、無災害記録日数3400日を達成し、中央労働災害防止協会の金賞（第五種）を受賞することができました。

当社は1969年創業で、業務内容はトヨタ関連の大手部品メーカーの生産設備の設計から製作、据え付けまでを担っています。製作設備は、常に最新技術や新機構を取り入れており、日々の業務内容は非定常作業が主体であり、作業中に心に隙が出たり、

これぐらいは大丈夫だろうと手抜き作業などをしたら災害や事故に結びつく恐れのある職種であります。

金賞（第5種）達成には、10年余を要しましたが、従業員ひとり一人が常に危機意識を持って、日々安全作業に取り組んできた結果であります。

金賞（第5種）は、無災害記録証の頂点で、従業員全員が目指してきた事故のない安全な職場を達成することができました。今後は無災害記録証に恥じないように、「災害ゼロの継続」に従業員一丸となり邁進していきたいと考えています。

今後とも関係各位のご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



愛知県最低賃金が時間額 1,027 円に改正されました

刈谷労働基準監督署

令和5年10月1日から、愛知県最低賃金が時間額1,027円（前年比41円増額）に改定されました。都道府県ごとに決定される最低賃金額をみますと、愛知県は、東京、神奈川、大阪、埼玉に次いで全国で5番目に高い地域となっています。愛知県最低賃金は、愛知県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用され、仮に最低賃金額より低い賃金を労働契約で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

最低賃金は時間額で決定されますが、例えば1か月で総額17万円の賃金が支払われている労働者は、最低賃金以上の賃金が支払われており問題ないと言えるでしょうか？そこで、支払われる賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるために、月給や日給によって定められている賃金額を時間額に換算する方法について説明します。

最低賃金との比較方法は、以下のとおりとなります。

- ①時間給の場合は当該時間額
- ②日給の場合は 日給 ÷ 1日の所定労働時間 で算出した時間額
- ③月給の場合は 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 で算出した時間額
- ④上記の①～③が組み合わさっている場合は、上記の計算で算出した各時間額を合計した額

ただし、以下の賃金は、最低賃金額との比較に当たって算入しません。①臨時に支払われる賃金②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
〈事例〉基本給（月給）16万円、職務手当（月給）5千円、通勤手当（日給）300円

1日の所定労働時間は8時間、1か月の平均所定労働時間は162時間

この事例の場合、通勤手当は算入できない手当ですので、基本給と職務手当を時間額に換算して比較することになります。 $(16万円 + 5千円) \div 162時間 = 1,018.51\dots円$ となりますので、愛知県最低賃金以上となっておらず、最低賃金法違反となります。

月給等の賃金形態の労働者も含めて、ご確認と見直しをお願いします。

厚生労働省では、賃金引き上げ特設ページを開設しております。賃金引き上げに向けた取り組み事例などのほか、賃金引き上げに向けた政府の支援情報として、助成金や補助金に関する情報等も掲載しています。

事業主の皆様におかれましては、社会的に賃金引上げが求められていることをご理解いただき、最低賃金のご確認と併せて、労働者の賃金引上げについてもご検討いただくようお願い致します。



賃金引き上げ特設ページ



事業所にお勤めの皆さまへ

いつまでも健康でいるために、歯周病を予防しましょう



歯周病とは？

口の中の細菌が引き起こす、歯ぐきや歯を支える組織の病気です。

歯と歯ぐきの隙間が深くなり、歯を支えている骨が徐々に失われ、最終的に歯が抜けてしまいます。

歯周病は口の中だけの問題ではなく、全身に様々な影響を及ぼします。糖尿病や認知症を始めとした全身疾患との関連も明らかになっています。

歯周病は、自覚症状なく進行し、自然に治癒することはありません。

歯の喪失は40歳代からはじまり、80歳で20本の歯が残るのは2人に1人です。

歯周病予防の決め手は毎日のお手入れと定期健診です。

セルフケア

自分で行う歯のお手入れ

歯間部清掃用器具
(歯間ブラシやデンタルフロス)を使い
ましょう！



プロフェッショナルケア

歯周ポケットの内部のクリーニングや
ブラッシング指導など



歯みがきのポイント

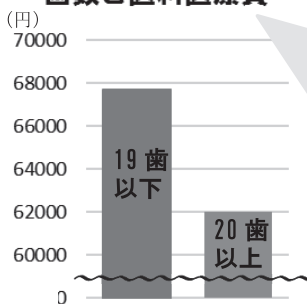
①毛先を使っていねいにみがきましょう

②歯と歯のすき間は歯間部清掃用器具を使いましょう



【歯垢除去率について】
歯ブラシだけ 61%
+ (プラス)
歯間部清掃用器具で 85%

歯数と医科医療費



年間で7万円以上の差が見られました。

50代～70代で20歯以上ある人と19歯以下の人で1か月の医科医療費を比較すると、20歯以上ある人では医科医療費が低くなるということが報告されています。

自分の歯が多く保たれていると、健康な状態で長生きできることがわかっています。

毎日のお手入れに加えて、定期的に歯科検診を受けましょう。しっかり噛んで食べられる歯と口を維持することがあなたの未来をつくれます。

出典：
歯周炎病名による現在歯数と1か月医科医療費との関係
2,231,983人のデータ (NDBによる検討の改変)
(垣石美登里、日本医療管理学会誌、2016年)

◀問合せ先▶衣浦東部保健所 健康支援課
電話 0566-21-9338

東海労働経済研究所

小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

恩と義理

長年に亘り、他人から、お世話になった義理を、その都度きちんと果たしてきたつもりでも、失礼したり、時には「あのレベルで行き届いているだろうか」と欠礼があってはならないと、心し、時には反省することがある。

つまり「恩の受け放し」がなかったかと思いを致すことがある。

些細なこと、些細とはわずか、いささか、とるにたらないと辞書にあるが、これらは主観であるから、相手方から見れば欠礼になってしまう場合もあるだろう。

「ささい」とは「取るに足りない小さなこと」の意味であるが、お世話になりながら、「取るに足りない出来事」と解すれば、ほったらかしになってしまい、欠礼になる場合もあるだろう。

従って、「頂いたもの」でもほったらかし、もらい放しに抵抗を感じることを、神経質なまでに気にすることもある。熟思たる想いが残るものだ。従って

「義理は果たさなければならない」

「恩には報わなければならない」と思いを致し、その上ですっきりした日常を過ごしたいものである。

これまでの人生はと振り返ると「欠礼したことはなかった」と言い遂げる自信はない。心に残る欠礼はあってはならない。欠礼が故意になるからである。

他人から恩を受けて人は成長する。それを恩と感ずることなく、過ごすことに気づく時もある。相手はどう思っているだろうか。

物品を他人からもらう場合がある。

「職務に関して物品をもらうことは返礼を期待するものではない」だろうと決め付けることは誤りだろう。「ただありがとう」と言えば済むことであると言う人もいる。然し、それは否ではなからうか。

「賄賂」

①自分に有利になるようにはからってもらうために贈る金品、袖の下、まいない、職務に関して受け取る不正な報酬と法律辞典。

これは刑法犯になることは当たり前。

新刑法辞典曰く

賄賂 賄賂罪の手段とされる物、職務に関する不法な報酬をいう。

私の同僚が全国安全大会の公式の場で取賄を問われて逮捕される事件があった。忘れられない出来事。司法警察官の職務を行う労働基準監督官だった過去が私にもある。私は一生に一度だけ民間人の経営者を逮捕したことがある。

この経験は、私にとってたった一回の出来事であるので、今では遠い昔のことでもあるが、明瞭にその出来事が忘れられないものである。何回も出頭に応じない多数の前科をもった者がいた。事件を完結

するために私の代で逮捕した出来事。

事件が解決しないまま、私の担当となって、引き継いだ。女性の署長から「未完であるので、是非解決してくれ」と指示を受け、「出頭要求」、然し、出頭に応じないので、事前に地方検察庁の公安部に赴き、検事に事情を説明し、当時、労基署には手錠がなかったので、公安部から借り受け、留置場は県警本部から借用。逮捕状の交付を受け、万全の体制で、逮捕を執行、留置取り調べ、犯罪事実の自白を調書にして、裁判所に犯人を護送。一泊二日で簡易裁判所の判事からの略式公判によって有罪が認められ、罰金も支払われたので、被害者の救済手続きを経て、犯人を釈放したことがあった。

「罪を憎んで人を憎まず」とは容易なことではない。

義理

①世の中の道理、「浮世の血族でない者が血族と同じ関係を結ぶこと」とある。

義理や人情を果たさねばならない。これを道理とするからであろうか。正しい道理、正しいつきあいを人は果たすことを認めることがあろう。

そのことが、これからの人生で新しい発見となるのであろうか。

法律が求めない義務

人は法律によって義務を負わされている場合が多い。例えば「収入が一定額より多いので、その一定額以上について税金として、国庫等に納めることが当たり前」……。

人の集団である町内会、隣組等という組織が人の世の中には、数限りなくあって、無料の奉仕が求められる。強制ではないといわれるが、その仲間に入らないと「義理」を果たしたことになる場合がある。義理を果たさないとその結果、仲間外れにされ、さびしい、つらい経験をする場合もある。仲間外れ等は、陰湿極まりのない手法と言えなくもないのに……。

国際社会を見ても、世界の国々を纏める国連もそうだ。そして国連だって世界中の国が、それに入っていたとしても、いろいろな派を作り、理屈をつけて、国と国とが対立し、果てしなく弱い者いじめをしていますが、最後は理不尽な結果になる場合も少なくもないのだ。

正義

正しい道理のはずだ。それぞれが正義といっている。屁理屈（道理にあわないこと）を国連でほぼ世界中の国が、その組織に入っている、派が乱れて、「自らを正しい」とし、他を邪・蛇とものしっている。口数の多い人類は、常に多数の派を作り、自己保身から他を批判するに終始している。

結論のない世の中

理屈

筋道、道理は一つでなければならない。

然し、筋道は決まったものがない。理屈がない。それを求めても、そのことの理があまりに少なく、どの道を選ぶのか、或いは選んだ方がよいのか、答えができない場合もある。

そして法が制するものは力。最後は力がそれを制する。

力とは何か。辞書は力とは何か答えてくれない。

人は答えがない場に遭遇することが多い。然し、結論は出さねばならないことになる。ところが、その結論は常に一つではない「かんかんがくがく」で結論が出ない。

そこで、説が多数説になったり、少数説になったり、まとまりのないままの時もある。

今日も日が暮れる。

然し、力の強い者が人を制している内は、誤りはなくなる。力は正義とばかり言えない。
結局、理不尽にも、力の強い者の主張が正義となる。ああ……。

当面の企業課題（労務政策）

1 日本の賃金（5月18日付日経）

「強まる上昇圧力（雇い負け）現実

給与水準で海外に見劣り

そのため「人材確保、陰る国際競争力」として

米国、ドイツ、韓国、中国（北京）、日本（高度専門人材の平均年収）は5位、国内で働く外国人の労働者は2020年に182万2725人と就労者数の3%に達した。外国人の働き手なしで現場は立ち行かなくなっている。賃金上昇が遅れてきた日本の「職場」に魅力は乏しくなりつつあるとしている。

2 進まぬ男性育休職場の壁なお（22年7月6日日経）

進まぬ男子育休 職場の壁なお

理解不十分な嫌がらせ経験

夫の家事、育児時間（1日当たり）

スウェーデン 3時間超

米国 3時間超

ドイツ 3時間

フランス 2時間超

日本 1時間超

3 出生数 年5%減に加速（6月30日付朝日）

出生、最少77万人 昨年、出生率も最低1.26

4 賃上げ31年ぶり高水準（5月19日付日経）

賃上げ3.89% ベア実施9割

欧米企業なお遠のく

5 労働改革 賃金上昇に期待（5月20日付読売）

政府が目指す改革の方向性

- ・ 今後はジョブ型雇用を推進
- ・ 新卒一括採用⇒職務に応じた処遇
- ・ 年功序列 終身雇用⇒経験者の採用拡大、加齢とアウトプットは比例しない。
- ・ 仕事の内容は会社が決める⇒希望する仕事ができるように学び直して技術を習得
明日も元気で、ひるまない諸君を仕事が待っていてくれる。

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

小谷自子



社会保険適用拡大に 向けた企業の対応

パート（短時間労働者）
の社会保険の適用要件を

「労働時間週20時間以上」とする適用拡大の義務化が、年金制度改正法の成立により、2022年10月1日には従業員101人以上、2024年10月1日には従業員51人以上の企業に広がりました。従業員50人以下の企業は今回対象外ですが、油断は禁物です。いずれは義務化が予想されますし、義務化までの間も、一足先に適用拡大して多様な働き方や「社会保険加入」のアピール力で人材獲得を進めている企業を相手に、競い合っていないかなければなりません。企業規模を問わず、適用拡大への対応は重要課題です。そのポイント

をここで確認してみましよう。

最初は適用拡大が義務化される時期の確認です。その基準となる「従業員数」とは、適用拡大「前」の社会保険適用者の数です。例えば、週40時間の正社員と週30時間以上のパートを合わせて80人、週30時間未満のパートが50人で合計130人という企業なら「従業員数」は80人、適用拡大義務化は2024年からとなります。

次に新たな社会保険適用対象者と保険料負担の把握です。（注1）これを今後の方針決定に活用します。例えば1日5時間のパートが5人いる企業が適用拡大後も今までの体制を維持す

るか、時間や給与を増やしてもう少し難易度の高い業務も担当させるか、社会保険回避のため1日3時間に減らして増員するか、時間減は仕事の効率化でカバーするか、時間や人数の選択肢はいくつもあります。さまざまな想定で保険料を試



用時処遇改善コース」を活用して手当支給等に取り組むことも考えられます。人事制度の検討も必要になります。調査によると大企業の適用拡大開始前の第3号被保険者（配偶者の扶養）のうち適用拡大後に労働時間を減らし保険適用を回避したのが約6%、時間を増やしたのが約9%で、時間増が時間減を上回りました。（注2）今回も同様の結果が予想されます。労働時間増や給与増の要望に企業はどう対応するか、例えば、時

算し、給与や法定福利費の負担とそれに対して見込まれる成果を見比べ、選択肢を絞り込んでいきます。パートの給与については、社会保険料負担の発生による手取額の減少に対し、新設が発表された「キャリアアップ助成金 社会保険適

間増とともに生産性向上を図る方針であれば、新しく上位の雇用管理区分を設けてより高度な仕事を任せ、その業務や責任に応じた評価・給与・教育・正社員登用の仕組みを整備するといった改革が考えられます。現状維持や労働時間減

を希望するパートに対して、モチベーションを高める目標設定や教育計画が必要でしょう。

また、パートが働き方を選択する際、企業は保険料や給付の情報に加え、将来にわたるキャリアの選択肢についての情報も提供し、丁寧に話し合いを重ねることが望まれます。

いずれも時間をかけた取り組みが必要になります。すぐに準備を始めましょう。

注1 厚労省「社会保険適用拡大特設サイト」「社会保険料かんたんシミュレーター」が活用できます。

注2 労働政策研究・研修機構が2017年7月9月に実施した調査結果をもとに算出。

（社会保険労務士法人名古屋労災、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄

会員だより

高浜支部

《企業概要》

名 称 株式会社シンカ
所 在 地 愛知県高浜市神明町一丁目1番地24
電 話 0566-54-0555
創 業 1998年(平成10年)5月1日
資 本 金 2,000万円
代 表 者 代表取締役 畠 孝二郎
従 業 員 36人
事業内容 注文住宅、各種不動産、リフォーム
エクステリア、店舗、賃貸住宅、資産活用
関連会社 株式会社シンカアセットマネジメント
株式会社 CINCA ARCHITECT VN
会社HP <https://www.cinca.co.jp/>



《沿革》

1999年7月 新社屋建設、本社移転 高浜市湯山町
2015年10月 シェアショップ&レンタルスペース TERRACE_HAUS 開設
2017年4月 泊まれる住宅展示場 SHARES ラグーナ蒲郡開設
2020年10月 YouTube チャンネル『CINCA films』配信スタート
2021年3月 「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー」優秀賞
以後毎年受賞
2021年9月 新ブランド店舗『casa MIKAWA MINAMI』西尾市に開設
2023年4月 安城市中心市街地拠点施設アンフォーレに『PitchFM アンフォーレスタジオ』を建設



PitchFM
アンフォーレスタジオ

《企業理念》

人々の生活をより価値あるものにするため我々は進化し続けることと、真の価値を提供するために存在する。

《経営理念》

創造的建物づくりを基点とし、地域の活性化に繋がる「環境」と豊かな「暮らし」づくりにこだわり、常に業界のリーダーとして、お客様と社員が共に感動をわかち合えるために邁進する。

《ミッション》

CINCA にかかわる人々の幸せの実現のために



SHARESHOP & RENTALS SPACE
▲ TERRACE_HAUS (高浜市)



泊まれる住宅展示場
▲ SHARES ラグーナ蒲郡 (蒲郡市)



建築家と建てる家
▲ casa MIKAWA MINAMI (西尾市)

お知らせ

労働衛生講習会開催について

1. 日 時 2023年12月18日(月)13:30~15:40
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町1丁目157番地1 電話:0566-45-5981)
3. 次 第
 - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 杉浦衛生部会長
刈谷労働基準監督署 橋本署長
 - 2) 説 明
 - ①「最近の労働衛生行政の動向について」
刈谷労働基準監督署 安東労働基準監督官
 - ②「中小企業が目指すべき産業保健について」
中元産業医・労働衛生コンサルタント事務所代表
中元健吾氏
4. 参加費 無料(非会員の方でも無料です)
※参加をご希望される方は、11月30日(木)までに下記にて申し込みください。
 1. 右のQRコードを読み取り申し込み
 2. 協会ホームページ【事業案内】から申し込み
 3. メールにて申し込み
メールアドレス: info@kariya-rouki.or.jp



愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学 科 (日)	実 技 (日)				
技能講習	ガ ス 溶 接	12月13日	12月16日	豊和工業(株)	トヨタ教育センター	13,780円
	乾燥設備作業主任者	12月2日	12月3日	ポ ー ラ ビ ル		13,450円
その他	ダ イ オ キ シ ン	12月25日		ポ ー ラ ビ ル		8,600円
	テ ー ル ゲ ー ト リ フ タ ー	12月4日	12月4日	アイシン教育センター		16,000円
	局 所 排 気 装 置 等 定 期 自 主 検 査 者	12月19・20日	12月21日 or 22日	ポ ー ラ ビ ル	ポ ー ラ ビ ル	63,000円

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日 程	会 場	会 費	
			会 員	非 会 員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	1月29日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 1月12日 (実) 1月13・14・20日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(学) 2月2日 (実) 2月3・4・10日			
	プレス機械作業主任者	2月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	1月25・26日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		2月7・8日			
	有機溶剤作業主任者	1月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
2月1・2日					
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2月27・28・29日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円		
石綿作業主任者	1月15・16日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円		
	2月15・16日				
特 別 教 育	自由研削砥石	2月14日	あいち産業科学技術総合センター	10,450 円	13,750 円
	機械研削砥石	(学) 2月1日 (実) 2月19日	(満席) (学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	粉じん	2月19日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技7H含む)	(学) 1月23日 (実) 1月24日	刈谷商工会議所	17,050 円 20,350 円	
		(学) 2月20日 (実) 2月21日			
	テールゲートリフター (学科のみ)	1月30日	あいち産業科学技術総合センター	8,690 円	11,990 円
フルハーネス型墜落制止用器具	2月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円	
そ の 他	一般建築物石綿含有建材調査者講習	2月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円
	安全管理者選任時研修	1月16・17日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	保護具着用管理責任者	1月17日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	職長教育(製造業)	1月18・19日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生	2月28日	あいち産業科学技術総合センター	8,635 円	11,935 円
	化学物質管理者(取扱事業所)	1月29日	あいち産業科学技術総合センター	15,180 円	18,480 円
	衛生管理者試験勉強会	1月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011



メッシュハーネスは特許取得商品です



背面メッシュ付フルハーネス
MHF-790

●メッシュハーネスベストセラー
簡単装着と確実な安全性



腿ベルト水平タイプ
MHS-F11H

●建設業界に大人気の
腿水平タイプが登場



3M社コラボレーションモデル
MHT-1

●可動式胸ベルトで体格に
合わせて高さを調整可能



女性用メッシュハーネス
MHS-MWJ2

●人気モデルMWJシリーズが
ついにフルモデルチェンジ



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二
刈谷労働基準協会
〒448-0108
刈谷ビル五階
電話 〇五八六二一六三三七

定価一五〇円

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073